

慶應義塾大学大学院 2023 年度 外国人留学生入学試験要項（第 2 部）

法学研究科

この「外国人留学生入学試験要項」は2部構成です。
必ず、第 1 部とあわせてご覧ください。

アドミッションポリシー

◆修士課程

大学学部における基礎的な幅広い教養の修得を前提としながら、今日的課題に対する創造的な批判精神を有し、専門的知識をさらに深化させ、その実践面での応用などについても積極的に学び考究することのできる素養と意欲を有していることが求められる。なお、宇宙法、公共政策、ジャーナリズムの各専修コースで実施している社会人特別選抜においては、社会人としての経験を活かしつつ、学理上の研鑽を積むことによって、高度専門人として自らの能力を展開させることのできる素養と意欲を有していることが求められる。

◆後期博士課程

自らの行ってきた研究をさらに発展させ、その成果を学界や社会に向けて発信し、もって学問や社会の発展に寄与することのできる高い能力と強い意欲を有していることが求められる。なお後期博士課程への進学を志す修士課程在籍者に対しては、外国語文献、統計資料、歴史史料などの読解能力を認定する試験を課しており、その合格者は、後期博士課程入学試験時に課せられる上記読解試験が免除される。

1. 出願資格

修士課程	1. 外国において、大学学部を卒業した者。ただし、日本の大学学部を卒業した者はこれに該当しない。 2. その他本大学大学院において、外国の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学までに 22 歳に達する者。
後期博士課程	1. 外国において、大学院修士学位もしくは専門職学位を取得した者。ただし、日本の大学学部を卒業した者、または日本の大学院修士学位もしくは専門職学位を取得した者はこれに該当しない。 2. その他本大学大学院において、外国の大学院修士学位もしくは専門職学位を取得した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学までに 24 歳に達する者。

※上記 1 以外の資格で出願を希望する場合は、出願資格の事前申請が必要です。必ず指定期間内に出願資格認定申請を行ってください（「外国人留学生入学試験要項（第 1 部）」JP.4 [STEP.1](#) 参照）。

※法学研究科外国人留学生入試は、同一年度内一度のみ出願可能です。秋期不合格だった者の春期再出願は認めません（一般入試の出願は可能です）。

※ダブルディグリー制度などにより日本の大学・大学院の学位も持っている場合、「外国人留学生入学試験」には出願できません。「一般入試」での出願となります。

2. 出願書類

・所定用紙は「[法学研究科 外国人留学生入学試験（修士課程）](#)」からダウンロードして使用してください。印刷して提出するものは、A4 判の用紙の片面に印刷して提出してください。

・証明書は原本または原本の複製であると公的に証明されたもの以外は受け付けられません。

・出願書類は指定のある場合除き、すべて日本語もしくは英語で記入してください。証明書類などがそれ以外の言語で書かれている場合は和訳または英訳し、翻訳された内容が原本と相違ないことを出身大学等の所在する国の大使館や公証処で証明を受け、証明書類と一緒に提出してください。翻訳証明には時間がかかります。時間に余裕を持って準備してください。

・一度提出した書類、論文等は、いかなる理由があっても返還および変更はできません。ただし、再発行が不可能な書類は返却します。返却を希望する場合は、出願時に返還希望理由を明記したメモおよび、簡易書留分の切手を貼付し宛名を明記した返信用封筒を同封してください（書類の返還には 1～2 ヶ月程度がかかります）。なお、成績証明書、公証書、推薦状等再発行可能なものは返却致しません。また、出願期間終了後の申し出は一切受け付けません。

出願書類	注意事項
1. 出願書類チェックリスト (大学所定用紙)	(1) 「所定用紙(PDF ファイル)」を印刷してください。 (2) チェックリストを用いて、書類がすべて揃っていることを確認してください。
2. 入学志願者調書	(1) 出願登録(インターネット)の「申込確認」にログイン後、「申込一覧」画面から【志願者調書】をダウンロードし、A4 用紙で印刷してください。 (2) 【志願者調書】には、出力された情報以外は何も記入しないでください。
3. 入学志願者調書 (留学生入試用)	(1) 所定用紙をダウンロードしてください。 (2) 手書きで記入する場合は、ペン(黒か青のインク、ボールペンも可)で丁寧に記入してください(消すことのできるペンや鉛筆書きは不可)。また、ダウンロードした Word ファイルに直接タイプしてからプリントアウトしても構いません。 (3) 各項目は欄内に入る量でまとめてください(別紙添付不可)。 (4) 4 枚目の「署名」欄に日付を入れて署名してください。
4. 大学卒業証明書	(1) 大学卒業証明書: Certificate of Graduation を提出してください。 (2) 中国大陸の大学を修了した者は修了証明書に加えて、「教育部学歴証書電子注冊備案表」(英文)を提出してください(中国教育部のウェブサイト<www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp>へ登録し、PDF ファイルで入手し、印刷すること。提出時点で Web 認証の有効期限が6か月以上残っていることを確認すること)。
5. 学位取得証明書	学位取得証明書: Certificate of Degree を提出してください。ただし、大学卒業証明書または成績証明書に学位を取得したことが記載されている場合、提出は不要です。
6. 大学学部の成績証明書	全ての成績が反映されている成績証明書(原本)を提出してください。
7. 修士学位取得証明書 (後期博士課程出願者)	(1) 修士課程の学位取得証明書: Certificate of Degree, または学位証書原本(郵送の場合は certified copy)のいずれかを提出してください。 (2) 中国大陸の大学を修了した者は修了証明書に加えて、「教育部学歴証書電子注冊備案表」(英文)を提出してください(中国教育部のウェブサイト<www.chsi.com.cn/xlcx/bgys.jsp>へ登録し、PDF ファイルで入手し、印刷すること。提出時点で Web 認証の有効期限が6か月以上残っていることを確認すること)。
8. 修士課程の成績証明書 (後期博士課程出願者)	全ての成績が反映されている成績証明書(原本)を提出してください。
9. 志願者に関する報告書 2 通 (大学所定用紙)	(1) 卒業した外国の大学の学長または教師による報告書(日本語学校の教師を除く)を提出してください。 報告書は異なる教員が1通ずつ作成してください。 (2) 報告書は大学所定用紙(PDF ファイル)を印刷して使用してください。日本語または英語で作成してください。それ以外の言語で作成されている場合は日本語に翻訳し、その翻訳内容が原本と相違ないことについて 作成者本人が 大使館・公証処で証明を受けてください。 (3) 作成者が直筆で署名した報告書のみが有効です。なお本報告書に関しては必要に応じて作成者に内容照会を行う場合があります。 (4) 各自で用意した封筒に、「報告書送付用大学宛名ラベル(PDF ファイル)」を印刷して貼り、卒業した大学の学長または教師が 厳封 (封緘部分にまたがって作成者が署名)したものを提出してください。 厳封のないものは、出願書類として受け付けられません。
10. 日本語試験の結果	日本語能力試験(N1)の認定結果及び成績に関する証明書の 原本 または日本留学試験(日本語)のオンライン成績確認書を印刷したものまたは受験票のコピーを提出してください。利用できる日本語試験と有効期限は「外国人留学生入学試験要項(第1部)」のP.6でご確認ください。
11. パスポートの写し	氏名、国籍、パスポートNo、発行年月日記載の部分をコピーしたものを提出してください。
12. 在留カードまたは外国人登録証明書の写し (日本在留資格を持つ者)	在留カード、または外国人登録証明書の両面をコピーして提出してください。 この書類は出願時点で日本の在留資格を持つ者のみ提出が必要です。

<希望指導教員の選択について>

出願登録(インターネット)では希望する指導教員を選択する必要があります。希望指導教員として選択できる教員については、[一般入試の入学試験要項](#)を参照してください。また、各教員の専門分野については、パンフレットをご覧ください。

5. 入学試験方法

第1次試験 書類審査

提出された書類にもとづき、総合的な選考を行います。

第2次試験 口頭試問(オンライン)

研究計画および学識に関する口頭試問をオンライン(WebEx または Zoom)で実施します。各自インターネット環境を整えてください。また、以下の点に留意して準備をお願いします。

- (1) パソコン、Web カメラ、マイク等オンライン面接が可能な環境を各自ご用意ください。
- (2) 受験をする部屋は個室とし、同室に他の人が居ないようにしてください。
- (3) 事前にオンライン環境の確認日を設けます。原則として、受験当日の部屋と事前のオンライン環境確認日の部屋については同じ部屋を使用してください。なお、特別な理由があって異なる部屋を利用する場合は、速やかに大学院入試担当までご相談ください。

詳細は個別にご案内します。ご案内の際、日時は日本標準時でご連絡します。

法学研究科修士課程入学後の履修上の注意

合格した者でも、講義や研究指導を行うにあたり日本語の能力に不足があると判断されたときは、入学までの間に特別の日本語研修を求める場合があります。

また、民事法学専攻または公法学専攻において、出身学部で大学院の専攻領域の研究に必要な基礎的な科目を履修していない者(例えば、学部において英文学や日本語等を専攻した者)は、原則として入学後において大学院学習指導教員の指定する慶應義塾大学法学部に設置されている科目16単位を履修しなければなりません。また、政治学専攻において、政治学の基礎的知識の履修が不十分という場合には、慶應義塾大学法学部政治学科に設置されている政治学関連科目1科目ないし各部門の基礎的な専門科目のうち1~2科目、あるいはその双方(最大限3科目)の履修が義務づけられています。そのため、修士課程の修業年限が2年を越えることもあり得ます。